

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、福岡市への交通立地条件の良さなどを背景として、平成 17 年に 30,000 人に達しましたが、近年は緩やかな減少傾向にあります。人口構成は年少人口（15 歳未満）15.95%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）61.05%、老年人口（65 歳以上）が 22.99%となっていて、老年人口比率は、国平均 26.63%、県平均 25.89%を下回っていますが、実数として増加しており、確実に高齢化が進んでいます。

本町の就業構造の推移をみると、福岡市を中心とする町外就業者の増加や急激な都市化などを背景に、第一次産業就業者が著しく減少し、第三次産業就業者が大幅に増加しています。平成 27 年の国勢調査では、第一次産業 0.98%、第二次産業 18.13%、第三次産業 80.88%となっています。第一次産業の比率は、国平均 4.33%、県平均 2.92%を下回り、第三次産業就業者の比率が 8 割を超え、国平均 62.78%、県平均 75.85%を大きく上回っているのが、本町の就業構造の特徴となっています。

本町は、政令指定都市である福岡市に隣接しながらも、日本三大四国霊場の一つ、篠栗新四国霊場を有する自然豊かな町です。霊場参拝などで年間 100 万人を超える観光客が訪れるものの、町全体として規模の小さい企業が多いため、経営基盤が弱く後継者不足も問題となっています。このような中、独自の取り組みとして町内業者に対して若手経営者団体への補助等を講じてきましたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題であります。

(2) 目標

計画期間中の先端設備等導入計画の目標認定件数：3 件

本町の中小企業者の状況を把握している商工会と連携を図り、本法を必要とする中小企業者に対し本法利用にあたっての申請や手続きのサポートを行う。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性向上の目標伸び率は年平均 3%以上とし、5 年間の先端設備等導入計画の場合、計画期間である 5 年後までの労働生産性向上の目標伸び率は 15%以上、3 年間の計画の場合、3 年後までの目標伸び率は 9%以上、4 年間の計画の場合、4 年後までの目標伸び率は 12%以上とすることとする。

広域連携等も含めた地域の中核的な企業を中心とした取り組みに係る申請、その他のグループによる申請については、グループ全体としての指標または参加者個々の指標のいずれでも用いることができることとする。

注) 労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量(労働者数または労働者数に1人当たり年間就業時間を乗じたもの)で除したものとす。

○算定式

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$$

(労働者数または労働者数に1人当たり年間就業時間を乗じたもの)

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は篠栗駅を中心とする市街地から粕屋町境に至るまで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、本町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種・事業が本町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって、本計画において対象とする業種・事業は全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が計画を同意した日から5年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 健全な地域経済の発展に配慮すること。

公序良俗に反する取り組みや、反社会勢力との関係が認められるものについては認定の対象としない。

(2) 雇用の安定に配慮すること。

人員削減を目的とした取り組みは認定対象としない。